

令和5年10月農業委員会議事録

開催日時：令和5年10月10日（火） 午前9時00分

開催場所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、
榮恵、松永雄治、福永哲夫、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、
中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行

農業委員欠席者：

事務局出席者：永田智紀、河原正弘、前田萌香

1. 開 会：永田事務局長

2. 会長挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、村上卓也委員、榮恵委員を指名する。

4. 議 事

(1) 報告第 17 号 農地法第 18 条の合意解約について

(2) 報告第 18 号 農地法第 3 条の届出について

(3) 報告第 19 号 農地法第 5 条の届出について

(4) 議案第 24 号 農地法第 5 条の許可申請について

(5) 議案第 25 号 農用地利用集積計画承認申請について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第17号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第17号農地法第18条第6項による届出の通知が1件ございます。
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料の1ページになります。報告第17号の報告をいたします。

申請番号1番です。所在が上島地区で、農振地域外の田が1筆、面積が1,110㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。今回の解約事由につきましては、転用による合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第18号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第18号農地法第3条の規定による届出が2件ございます。
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は2ページになります。申請番号1番になります。所在は北甘木地区になります。地目については畑2筆、田1筆の計3筆、合計の面積が3,281㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

次に申請番号2番になります。所在は鯉地区になります。地目については田4筆、合計の面積が10,059㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました件は、相続による所有権の移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第19号 農地法第5条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第19号農地法第5条の規定による届出が1件ございます。
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。農地法第5条の報告になります。資料は3ページになります。

申請番号1番です。所有権移転の案件となっております。所在が北甘木地区

になります。農振地域外の畑が1筆、面積が59㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。転用事由については個人住宅建築となっております。

4ページに位置図を載せております。「ゆうすいの杜」の案件になります。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告がありました件は、市街化区域の転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第24号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第24号農地法第5条の規定による許可申請が2件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料、5ページをお願いいたします。

申請番号1番です。所有権の移転の案件となっております。所在は上島地区、農振地域外の田が1筆、面積が1,110㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。

申請事由については、建築条件付売買予定地の申請となっております。6ページに申請位置図と7ページに土地利用計画平面図を載せております。

7ページの土地利用計画平面図をご覧ください。

給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては集水桝への集水後、道路側溝への放流、生活雑排水については合併浄化槽にて浄化後、集水桝を経由してからの道路側溝への放流となっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります村上委員から報告をお願いいたします。

(村上委員) はい。9月29日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、西村集落内の未整備農地ですが、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、農地区分としては第1種農地になると思われれます。また、申請地は休耕地となっており、耕作はされておられませんした。

建築条件付売買予定地ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

- (議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。
- (事務局) 資料は8ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第1種農地であり、目的については建築条件付売買予定地になります。
- 資力及び信用は適当、又周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、また農地の利用の集積への支障もないと判断しております。
- この他、法令により義務付けられている行政庁との協議も終了する見込みがあること等により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。
- 事務局からは以上でございます。
- (議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
- 無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
- (委員) (委員全員挙手)
- (議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。
- (委員) はい。(委員一同)
- (議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。
- 続きまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いいたします。
- (事務局) はい。資料、5ページをお願いいたします。
- 申請番号2番です。使用貸借の案件となっております。所在は下六嘉地区、農振地域外の畑が1筆、面積が499㎡となっております。貸し人と借り人については記載の通りとなっております。
- 申請事由については、個人住宅の申請となっております。9ページに申請位置図と10ページに土地利用計画平面図を載せております。給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては集水桝への集水後、道路側溝への放流、生活雑排水については公共下水道への接続となります。
- 事務局からは以上でございます。
- (議長) 続きまして、地元委員であります藤瀬委員から報告をお願いいたします。
- (藤瀬委員) はい。9月29日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地と思われれます。申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。申請地の南側に農地が隣接していますが、南側農地との境界部分には空洞ブロックを設置されるため、支障はないものと思われれます。

個人住宅という事ですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は11ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第2種農地であり、目的については個人住宅になります。

周辺の農地等に係る営農条件への支障はなし、また農地の利用の集積への支障もなしと判断しております。

この他、法令により義務付けられている行政庁との協議も終了する見込みがあること等により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

○議案第25号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第25号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農土地利用の集積計画の承認申請が7件ございます。

このうち、村上委員の案件が2件ございます。先に村上委員の案件を審議しますので、村上委員の退室をお願いします。

(村上委員退室)

事務局から村上委員の案件2件の説明をいただき、そのあと2件を一括して審議・議決を行いますので、よろしくお願ひします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は12ページの申請番号2番からになります。所在は上六嘉地区

及び上島地区。

農振農用地内の田が3筆で合計面積が7,177㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりとなっております。利用目的については賃貸借権の再設定となっております。借賃については記載のとおり。期間は令和5年11月1日から令和15年10月31日となっております。

続きまして、資料13ページの申請番号3番になります。所在は上島地区。農振農用地内の田が1筆で面積が1,083㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりとなっております。利用目的については使用貸借権の再設定となっております。期間は令和5年11月1日から令和10年10月31日となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました2件の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で2件を承認・可決いたします。

村上委員の入室を許可します。

(村上委員入室)

村上委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(村上委員) どうもありがとうございました。

(議長) 続きまして、残りの案件になりますが、事務局から残り5件の説明を頂き、その後5件を一括して審議・議決を行いますので、よろしく願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は戻りまして12ページの申請番号1番からになります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が1,334㎡となっております。利用目的については賃貸借権の再設定となっております。借賃について

は記載のとおり。

期間は令和5年11月1日から令和8年10月31日となっております。

続きまして、資料13ページの申請番号4番になります。所在は下六嘉地区。農振地域外の畑が1筆で面積が263㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりとなっております。利用目的については使用貸借権の再設定となっております。期間は令和5年12月1日から令和10年11月30日となっております。

続きまして、資料14ページの申請番号5番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が820㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりとなっております。利用目的については使用貸借権の新規契約となっております。期間は令和5年11月1日から令和10年10月31日となっております。

続きまして、申請番号6番になります。所在は井寺地区。

農振地域外の畑が4筆で合計面積が3,495㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりとなっております。利用目的については貸借権の新規契約となっております。借賃については記載のとおり。

期間は令和5年11月1日から令和10年10月31日となっております。

続きまして、資料15ページの申請番号7番になります。

所在は上仲間地区。農振農用地内の田が1筆。面積が991㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりとなっております。利用目的については使用貸借権の新規契約となっております。期間は令和5年11月1日から令和10年10月31日となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました5件の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で5件を承認・可決いたします。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございます。

続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

次回の農業委員会は11月10日の金曜9時00分からを予定したいと思います。

それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和5年10月10日

会長 下 田 司

委員 村 上 卓 也

委員 榮 恵